

## 生駒市地域公共交通総合連携計画の概要（案）

### 1. 経緯

平成23年 月 日作成

平成23年 月 日公表

### 2. 生駒市地域公共交通総合連携計画の区域

生駒市内全域とする。

### 3. 生駒市地域公共交通総合連携計画に関する基本方針

昭和30年代から住宅開発が始まり、高度経済成長期には低層住宅を中心とした質の高い住宅地として発展してきた生駒市では、本格的な高齢社会を迎える中、早期に開発の進んだ住宅地の住民の高齢化が急速に進展している。以前は坂道を歩いて駅まで行き来できたが、加齢とともに坂道を歩くのが困難になり、鉄道が利用しづらくなってきたという人が増加している。

また、団塊世代の多くが定年退職を迎える数年後には、大阪への通勤交通が減少して生駒市内での移動が多くなると考えられ、そのような変化に対応した公共交通の整備が求められている。

このような変化は生駒市がこれまでに経験したことのない変化であり、これらの変化は今後10年程度の間急速に進展すると考えられる。それに的確に対応するためには、

- ① 変化の全体像を見通し、
- ② それがどのような影響を及ぼすかを把握し、
- ③ 対応の方針を考えて、
- ④ 実行可能な解決策を見出すこと

が重要であると認識され、総合的な視点から必要となる様々な施策を検討し実施することが重要と考えられる。

このような認識のもとで「生駒市地域公共交通総合連携計画」は、問題に対処するための公共交通の事業計画にとどまらず、生駒市民の生活を支える「公共交通」の視点から将来の変化を見通し、「生駒市における地域公共交通計画のマスタープラン」としてとりまとめるものである。

この計画を通じて、生駒市民の将来の生活を支えるとともに、市民の健康増進、地域の活性化、良好なまちづくりを目指す。

なお、計画策定にあたっては、

- ・既存の鉄道や路線バスの相互連携を図り、既存のストックを有効活用するとともに、
- ・高齢化の進展などに起因して、既存ストックの利用がそのままでは難しくなってきたところには改良を加え、
- ・民間の公共交通事業者（バス会社やタクシー会社）の経営によって公共交通が維持・運営できるところは民間の公共交通事業者に委ね、
- ・民間の公共交通事業者では運営が難しいところ（公共交通を必要とするが、不採算で民間の公共交通事業者では対応が難しいところ）に生駒市が関与して対応を図る。
- ・これらを踏まえて生駒市は実行可能な計画案とそれに必要な利用者の負担を何通りか示し、住民が計画案の中から選択する。

という考え方に基づいて行う。

#### 4. 生駒市地域公共交通総合連携計画の目標

##### ①人々の交流構造の把握

- ・大阪のベッドタウンとして発展してきたことから、大阪などで従業する人が多く、昼間時間帯の市内では、高齢者や女性による買い物などの私用目的の交通が多い。
- ・鉄道と路線バスなどからなる公共交通網が形成されているが、近年、運転免許が幅広い年齢層に行き渡り、自動車を利用した買い物や送迎などが日常的に行われている。
- ・団塊世代が退職時期を迎え、今後は、市外への通勤・通学の減少、市内での通勤・通学以外の私用目的の交通（特に自動車利用）の増加、75歳以上の高齢者の増加に伴う公共交通需要の変化が見込まれる。

##### ②人々の移動の支援

- ・市民の日常生活に必要な活動が支障なく行えるよう、必要な施策を検討する。
- ・居住者の属性や活動の状況、生活に必要な施設の整備状況、公共交通体系の整備状況など、地区ごとの状況に応じた計画を検討する。

##### ③公共交通サービスの確保

- ・既存の公共交通を活用するとともに、急速に進展する高齢化などの問題に対応できる公共交通サービスの提供を目指す。

##### ④公共交通政策推進への市の役割

- ・生駒市民の生活に必要な活動を支えることは市が行うべき施策であると認識し、それに必要な公共交通政策の推進は市が積極的に役割を果たしていく。

⑤公共交通事業の効率的運営

- ・公共交通サービスの提供に当たっては、交通事業者をはじめとする関係機関との連携のもとで効率的な運営を行うなど、財源の制約の中で持続可能な仕組みを確立する。

⑥公共交通サービス維持へ向けての市民との協働

- ・生活に必要な公共交通サービスを維持するためには市民の理解と協力が不可欠であることから、市民一人ひとりの公共交通に対する意識を高めることなどをはじめとして、市民とともに公共交通を守り育てていく。

⑦市域の公共交通計画策定

- ・公共交通サービスの充実に向け、必要な事業を検討し推進する。
- ・事業推進の費用は市と利用者、沿線の地域が適切に分担する。
- ・事業推進にあたっては、必要なルールを定める。

5. 事業の概要および事業の実施主体

(1) 生駒市における公共交通体系の再編事業

項目	内容
事業のねらい	・生駒市において、公共交通を必要とする人が多く居住するにも関わらず、地形が急峻であるなど理由により、鉄道や路線バスへのアクセスが困難な地区、ならびに今後 10 年程度の間になそのような状況になると考えられる地区を抽出し、公共交通サービス提供の順序や時期を定める。
事業概要	・75 歳以上の人口比率、最寄りの駅やバス停までの距離と勾配、公共交通サービスの整備状況などに基づき、公共交通サービスを新たに提供すべき地区、または既存の公共交通サービスを改編すべき地区を抽出した。 ・その整備優先順位および時期を別表のように定めた。
実施時期	平成 23 年度から 10 年間
実施主体	生駒市、バス事業者、タクシー事業者
備考	

別表 公共交通サービスの提供が必要な地区とその優先順位

優先順位の区分	対象地区	理由
①直ちに検討に着手し、2～3年以内に公共交通サービスの提供を目指す地区	・本町周辺地区 ・南地区	・平成 22 年に 75 歳以上人口比率が 20%を超えている ・公共交通サービスがない ・地形が特に急峻である (勾配 10%以上)
② 高齢化等の問題が顕在化すると考えられる時期 (概ね 5 年後) に合わせ、公共交通サービスの提供を目指す地区	・高山地区 ・北田原地区 ・鹿ノ台地区 ・真弓地区 ・あすか野地区 ・桜ヶ丘地区	・平成 27 年に 75 歳以上人口比率が 20%を超える見込みである ・公共交通がなくて困っている人が多い ＝交通実態調査期間中 (1 週間) に「外出したいが外出をあきらめた人」の割合が 15%以上である

優先順位の区分	対象地区	理 由
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光陽台地区</li> <li>・東生駒地区</li> <li>・萩の台地区</li> </ul>	
③ 高齢化等の問題が顕在化すると考えられる時期（概ね10年後）に合わせ、公共交通サービスの提供を目指す地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・菜畑地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成32年に75歳以上人口比率が20%を超える</li> </ul>
④ 現在の公共交通サービスで問題に対応可能と考えられる地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新生駒台地区</li> <li>・松美台地区</li> <li>・喜里が丘地区</li> <li>・生駒台南地区</li> </ul>	

## (2) 乗合型路面公共交通運行事業

項 目	内 容
事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通サービスの提供について、直ちに検討に着手すべきと考えられる本町周辺地区において、乗合型路面公共交通（コミュニティバスまたは乗合タクシー）を運行する。</li> </ul>
事業概要	<p>&lt;路 線&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生駒駅→本町→山崎新町→仲之町→軽井沢町→門前町→元町→生駒駅（一方向循環）</li> </ul> <p>&lt;運行日&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平日の毎日</li> </ul> <p>&lt;運行頻度・運行時間帯&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・午前9時頃～午後5時頃まで、25分～1時間間隔。</li> </ul> <p>&lt;使用車両&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗車定員（運転手含む）10～15人乗り程度の車両を使用</li> </ul> <p>&lt;運 賃&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の路線バスと同額程度（1乗車150円程度）とする</li> </ul>
実施時期	平成23年10月（予定）
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生駒市、一般乗合旅客自動車運送事業者（平成23年度にプロポーザル方式等により運行事業者を選定する）</li> </ul>
備 考	

## (3) 公共交通空白地区における乗合タクシー運行事業

項 目	内 容
事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、公共交通が運行されていない地域において、日常生活のための外出が困難な人が増加していることに対し、新しく乗合タクシーを運行することによって生活交通を確保する。</li> </ul>
事業概要	<p>&lt;路 線&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南生駒駅→青山台→大門町→小倉寺町→西畑町→小倉寺町→大門町→青山台→新神田橋南→商業施設→南生駒駅（往復運行・一部一方向循環）</li> </ul> <p>&lt;運行日&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平日の毎日</li> </ul> <p>&lt;運行頻度・運行時間帯&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・午前9時頃～午後5時頃まで、1時間～1時間30分間隔。</li> </ul> <p>&lt;使用車両&gt;</p>

項目	内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗車定員（運転手含む）10人乗り程度の車両を使用</li> </ul> <運賃> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存の路線バスと同額程度（1乗車150円程度）とする</li> <li>デマンド方式を採用する場合は、既存の路線バスと同額程度+100円（1乗車250円程度）とする</li> </ul>
実施時期	平成23年10月（予定）
実施主体	・生駒市、一般乗合旅客自動車運送事業者（平成23年度にプロポーザル方式等により運行事業者を選定する）
実施主体	生駒市、一般乗合旅客自動車運送事業者
備考	

## 6. 計画期間

平成23年度～平成32年度の10年間

## 7. 法第6条に定める協議会の有無

有：（平成21年11月27日設立、名称：生駒市地域公共交通活性化協議会）

## 8. 法第5条第6項に定められている関係者との協議

（公共交通活性化協議会等の開催）

期日	会議	内容
平成21年11月27日	第1回公共交通活性化協議会	・協議会設立、諸規定の制定
平成22年2月22日	第2回公共交通活性化協議会	・総合事業認定申請について
平成22年7月26日	第3回公共交通活性化協議会	・平成22年度調査の全体構成と進め方
平成22年9月29日	第4回公共交通活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート調査の実施概要</li> <li>生駒市内の公共交通の課題について</li> </ul>
平成22年11月11日	第5回公共交通活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>生駒市内の交通実態（アンケート調査結果）</li> <li>地域の現況と将来展望について</li> </ul>
平成22年12月16日	第6回公共交通活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域公共交通総合連携計画の素案について</li> <li>パブリックコメントの実施について</li> </ul>
平成23年2月25日	第7回公共交通活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメントの結果について</li> <li>地域公共交通総合連携計画のとりまとめ</li> </ul>
平成23年3月 日 (予定)	第8回公共交通活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域公共交通総合連携計画の承認</li> <li>実証運行等に向けた手続き等について</li> </ul>

## 9. 法第5条第5項に定められている利用者の意見の反映

（パブリックコメントの実施）

期日	方法	内容
平成23年1月14日 ～2月14日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>生駒市HP、公共施設での閲覧による地域公共交通総合連携計画（素案）の掲出</li> <li>それに対する意見の聞き取り（所定様式による文書での提出）</li> </ul>

## 10. 計画の推進体制など

### (1) 計画推進のための協議・調全体制

本計画の実施にあたっては、行政、交通事業者、地域住民が連携・協働し、一体となって総合的に取り組む。このため、計画を推進する体制を確立する。

#### ①計画推進のための協議・調全体制

本計画に示した内容を実現していくため、利用者の意見を反映しながら、協議会を構成する各関係機関との協議・調整を図っていく。

#### ②適正な役割分担による取り組みの実施

本計画を進めるに当たり、生駒市をはじめとする関係行政機関、交通事業者および地域住民がそれぞれの適正な役割分担のもとに実施するとともに、これら関係者間の十分な意思疎通と調整を行い、連携を図って進めていく。

### (2) 進行管理および適切な評価の実施

本計画を進めるに当たり、いうまでもなく、常に進行状況や実証運行の実施状況を把握するとともに、評価項目を定めて定期的に実施状況を評価し、必要に応じて計画を見直しながら進めていく（PDCAサイクルの実施）。

## 11. その他

地域公共交通確保維持改善事業を活用する。